

議案第 176 号

さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 11 月 28 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市旅館業法施行条例（平成 15 年さいたま市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨） 第 1 条 この条例は旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ～ [略] <u>貯湯槽</u> 原湯を貯留する槽をいう。 <u>回収槽</u> 浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽をいう。</p> <p>（学校等に類する施設の指定） 第 3 条 <u>法第 3 条第 3 項第 3 号（法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。</u> <u>図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館</u> <u>博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条に規定する博物館及び同法第 29 条に規定す</u></p>	<p>（趣旨） 第 1 条 この条例は旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ～ [略]</p>

る博物館に相当する施設

社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定に基づき設置された公民館前3号に掲げる施設のほか、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で、市長が指定するもの

（意見を求める者）

第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により前条各号に掲げる施設に関し市長が意見を求めなければならない者は、国が設置する施設にあっては当該施設の長、地方公共団体が設置する施設にあっては当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会、国又は地方公共団体以外の者が設置する施設にあっては当該施設の所在地を管轄する市長とする。

（衛生等の措置の基準）

第5条 法第4条第2項の規定により定める換気の措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

法第4条第2項の規定により定める換気のために設けられた窓等は、適宜開放すること。

機械換気の設備は、適宜運転を行うこと。

2 法第4条第2項の規定により定める採光及び照明の措置の基準は、次の各号に掲げる施設の床面（畳等にあつては、その面）における照度が当該各号に定めるとおりとする。

客室、広間、ロビー、食堂及びフロント又は玄関帳場その他これらに類する設備を有する場所 30ルクス以上

浴室及び洗面所 20ルクス以上

廊下、便所、階段及び避難階段 10ルクス以上（深夜においては、3ルクス以上）

3 法第4条第2項の規定により定める防湿の措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

雨水及び汚水は、流通を常に良好にし、排水に支障のないようにしておくこと。

客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。

4 法第4条第2項の規定により定める清潔を保持するための措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

客室

ア 客室は、毎日1回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。

イ 紙くず等を入れる容器を備え、紙くず等は、衛生的に処理すること。

ウ 寝具類は、常に清潔にし、定員数以上の数量を備え、敷布、浴衣及び枕のカバーは、客1人ごとに取り換えること。

広間、ロビー、食堂、フロント、玄関帳場、廊下、階段等は、毎日1回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。

#### 入浴設備

ア 浴室、脱衣室及び衣類の保管設備は、常に清潔にしておくこと。

イ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。

ウ 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。

エ 上り用湯及び上り用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

オ 原湯を貯留する貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。

(7) 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

(4) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

カ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週1回以上完全に換水すること。

キ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

(7) 循環ろ過器は、毎週1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

(4) 湯水を浴槽と循環ろ過器との間で循環させるための配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

(9) 集毛器は、毎日1回以上清掃すること。

(1) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。

(7) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

ク 回収槽の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に

適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。

ケ 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。

コ 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調整する調整箱を設ける場合は、当該調整箱を定期的に清掃すること。

サ タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする。

シ 営業者は、自主管理を行うため、入浴設備の配置図、給排水の配管図等の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。

ス 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、イからコまでの規定は適用しない。

#### 洗面所

ア 洗面所は、常に清潔にしておくこと。

イ 洗面に供する水は、飲用に適する水であること。

#### 便所

ア 便所は、毎日1回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。

イ 手洗い設備には、消毒液等を十分に供給しておくこと。

#### その他

ア 井戸及び貯水槽は、常に清潔にしておくこと。

イ 廃棄物容器、し尿及び排水の処理設備その他設備は、常に清潔にし、ねずみ、衛生害虫等の発生の防止に努めること。

5 法第4条第2項の規定により定めるその他宿泊者の衛生に必要な措置のうち客室の定員は、ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては3.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業にあつては1.5平方メートルにつき1人を基準とする。

#### (衛生措置等の基準の特例)

第6条 法第4条第2項の規定により定める旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に規定する施設の衛生等の措置の基準については、市長が別に定める。

#### (宿泊を拒むことのできる事由)

第7条 法第5条第3号の規定により定める宿泊を拒むことのできる事由は、次に掲げるとおりとする。

宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

前号に掲げる場合のほか、宿泊を拒む正当な事由があるとき。

(構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

～ [略]

入浴設備は次の要件を満たすものであること。

ア～ウ [略]

エ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア)～(イ) [略]

(イ) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(ロ) [略]

オ・カ [略]

・ [略]

― [略]

2 令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

～ [略]

入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア・イ [略]

ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア)～(イ) [略]

(イ) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(ロ) [略]

エ・オ [略]

[略]

(構造設備の基準)

第3条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

～ [略]

入浴設備は次の要件を満たすものであること。

ア～ウ [略]

エ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア)～(イ) [略]

(イ) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ<sup>まづ</sup>の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(ロ) [略]

オ・カ [略]

・ [略]

くみ取式便所には、防虫設備があること。

― [略]

2 令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

～ [略]

入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア・イ [略]

ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア)～(イ) [略]

(イ) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ<sup>まづ</sup>の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(ロ) [略]

エ・オ [略]

[略]

くみ取式便所には、防虫設備があること。

— [略]

3 令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

～ [略]

入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア・イ [略]

ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(7)～(9) [略]

(I) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(ハ) [略]

エ・オ [略]

[略]

— [略]

4 令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

・ [略]

入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア・イ [略]

ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(7)～(9) [略]

(I) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(ハ) [略]

エ・オ [略]

[略]

(適用除外)

第9条 前条第1項第3号及び第9号、同条第2項第3号及び第8号並びに同条第3項第5号及び第10号の規定は、次に掲げる施設については適用しない。

・ [略]

(責任者の届出)

第10条 営業者は、第5条第4項第3号シの規定

— [略]

3 令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

～ [略]

入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア・イ [略]

ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(7)～(9) [略]

(I) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ<sup>（イ）</sup>の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(ハ) [略]

エ・オ [略]

[略]

くみ取式便所には、防虫設備があること。

— [略]

4 令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

・ [略]

入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。

ア・イ [略]

ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(7)～(9) [略]

(I) 循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ<sup>（イ）</sup>の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(ハ) [略]

エ・オ [略]

[略]

くみ取式便所には、防虫設備があること。

(適用除外)

第4条 前条第1項第3号及び第10号、同条第2項第3号及び第9号並びに同条第3項第5号及び第11号の規定は、次に掲げる施設については適用しない。

・ [略]

に基づき、入浴設備について日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

第11条 [略]

第5条 [略]

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の際旅館業法施行条例（昭和33年埼玉県条例第14号）第1条の2第4号の規定により埼玉県知事が告示により指定している施設は、この条例による改正後のさいたま市旅館業法施行条例第3条第4号の規定により市長が指定しているものとみなす。